

## 教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和2年11月25日
開会時刻	午後0時58分
閉会時刻	午後2時52分
出席委員名	◎福井輝夫    ○吉井詩子    中村 功    上村和生
	北村 勝    野崎隆太    吉岡勝裕
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画について
	2 第2期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について
	3 第3次伊勢市総合計画の進行管理について
	4 新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について
	5 第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について《報告案件》
	6 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかたの廃止及び機能移転について《報告案件》
	7 伊勢市福祉施設指定管理者の選定に係る経過について《報告案件》
	8 救急ワークステーションについて《報告案件》
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、文化振興課長
	健康福祉部長、健康福祉部参事、健康福祉部次長、
	介護保険課長、高齢者支援課長、障がい福祉課長、
	障がい福祉課副参事、福祉総務課長
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長、清掃課副参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事、財政課長、企画調整課長
	資産経営部長、資産経営部参事
	病院事業管理者、病院経営推進部長、経営企画課副参事
	消防長、消防課長
その他関係参与	

## **協議経過**

福井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画について」外7件について当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時58分

### ◎福井輝夫委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画について】**

### ◎福井輝夫委員長

それでは、「第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

教育長。

### ●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画について」のほか報告関係も含めまして全部で8件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

### ◎福井輝夫委員長

介護保険課長。

### ●浦井介護保険課長

それでは、「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画について」御説明申し上げます。

お手元の資料1-1を御覧ください。「1. 計画策定の趣旨」にありますように、この

計画については、高齢者が元気に活躍し、安心して暮らすことのできるまちづくりに向け、これからの高齢者福祉と介護保険事業を推進するため、二つの計画を一体として策定を行うものです。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）と、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、地域共生社会の実現とともに、地域包括ケアシステムの深化を目指した施策を推進するために策定するものです。

「2. 計画策定の体制等」にありますように、策定に当たりましては、伊勢市地域包括ケア推進協議会の委員の方々から御意見をいただきながら進めております。また、基礎調査として、住民アンケートとして2種類の調査、介護保険サービス事業所などにアンケート調査を実施しております。

「3. 計画の概要」ですが、推進目標は、基本的な考え方や趣旨を今後も踏襲するため、現計画から引き続き、「まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える」としております。構成につきましては、3部構成としており、第2部の基本方針・施策では、基本方針を4項目掲載しております。この基本方針を実現していくために8項目の施策を推進してまいります。計画の期間としては、令和3年度から5年度の3年間となっております。

裏面の「4. パブリックコメントの実施」を御覧ください。令和2年12月1日から来年の1月6日までの期間で、計21か所で実施いたします。

「5. 今後のスケジュール」ですが、12月に地域説明会を市内4か所で開催します。1月になりましたら、政省令改正や介護報酬改正を踏まえ、地域包括ケア推進協議会で協議をし、承認を得た後、2月になりましたら、教育民生委員協議会へ意見募集結果の報告とともに介護保険料の推計をお示ししたいと考えております。その後、3月市議会定例会へ伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例案を御提案し、御審議いただく予定としております。現段階での計画（案）としましては、資料1-2のとおりでございます。後ほど御高覧いただきますようお願いいたします。

なお、パブリックコメントの際には、資料編として計画案の語句の説明を88ページ以降に追加する予定としておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

吉岡委員。

#### ○吉岡勝裕委員

御説明ありがとうございました。今回、第9次の老人福祉計画と第8期の介護保険事業計画ということで、今御説明をいただきましたけれども、先ほど説明の中にもありましたように、団塊の世代の皆さんがこれから75歳以上になっていくということで、その準備の期間にもなるのかなというふうに思います。まだまだそういった方が増えていきますので、人数としてはそれほど変わらないということではありますけれども、人口の構成が大分変わってくるということで、そういった介護の、特に介護予防はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その中で少しお聞かせいただきたいのは、22ページをお願いしたいと思います。施策別

の取組状況ということで、いろいろと取組を記載していただいておりますけれども、右下のところに計画における目標の達成状況ということで、今、基本方針における取組目標をいろいろと記載していただいております。生活支援サポーターということで今やっておりますけれども、この住民主体の集いの場の担い手の養成、大変重要なことではないかと思えます。

その中で、目標値といたしましては、令和2年度420人を目標としておりましたけれども、実績値としては277人ということで、今年度についてはコロナのことで講習会等が実施できないとか、恐らくそういうこともあったのかなと思っておりますけれども、令和元年度においても、少しその辺の伸びが伸び悩んでいるのかなというふうにも思えます。まずは、その辺の取組についてどのように考えているのかお聞かせください。

◎福井輝夫委員

高齢者支援課長。

●小林高齢者支援課長

委員の質問にお答えさせていただきます。生活支援サポーターの養成講座なんですけれども、令和元年度は台風の関係、令和2年度はコロナの関係で実施回数が減になった現状もございます。ただ、申込み者数は、若干やっぱり減ってきている状況ではございます。その中でも、この277名のうち48%の方が地域の集いの場やサロン、ボランティアなどとして活動していただいております。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。ぱっと見たところ、この言葉からも何をするんだろうなというふうなところ辺りもまだまだあるのかなと思えますし、今回コロナで、また前は台風でということで、講習会ができなかった部分があるかと思っておりますけれども、最近その講習会もいろんな方法が変わってきて、スポーツのほうではリモートで講習を受けるというふうなやり方もいろいろ出てきております。その辺、工夫をしながら進めていくことも必要かなと思えますし、もっと周知をしていながらサポーターになっていただける方を増やしていくことも大事かなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎福井輝夫委員

高齢者支援課長。

●小林高齢者支援課長

委員おっしゃるとおりに、周知について工夫をもっとしていきたいと思えます。地域活動の補助金の広報などを行うときに、こういうサポーターの養成を知識と理解を持って活動に取り組んでいただけるように、安心して取り組んでいただけるようにということで、

周知について工夫を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

よろしくお願したいと思います。

続きまして、71ページ、72ページをお願したいと思います。こちらのほうは、介護サービスのほうの施設であったり、そのサービスの内容ということで記載をしていただいております。介護給付または地域密着型サービスというところ辺をここに記載していただいております。当然、そういった方からケアの必要な方、介護の必要な方がこれからも増えてくるということで、令和3年度から5年度までのこの期間中に少し増えているところがございます。一つは施設・居住系サービス、左側のサービスの整備の方向性ということで、介護医療院、これが18床増床すると、そしてまた右側のグラフにおきましては、看護小規模多機能型居宅介護を1か所、今はないけれども造っていきたいということであり、この辺につきまして、もう少し説明をいただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

まず、71ページの介護医療院ですけれども、この介護医療院につきましては、今年度の5月に医療の療養病床から転換して40床が開設をされております。現在30名程度の利用者があるというふうに聞かせていただいております。介護医療院のほうは、食事や入浴、排せつなどの日常生活の介護に加えまして、慢性期の医療のニーズも対応できる施設でございます。在宅生活ができない重度の方とか、介護と医療どちらも必要な重度の方も多ことから、両方のサービスを兼ね備えておる介護医療院が開設されたことは、必要な方のニーズに沿ってサービスが提供できるというふうに考えております。現在の介護医療院が令和4年度以降に18床増床を予定しておると聞かせていただいておりますので、本計画においても計上をしておるところでございます。

続きまして、72ページの看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、このサービスにつきましては、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を複合的に一体化して支援ができるサービスになっております。在宅におりまして介護が必要な高齢者の方でも、その方に合ったこのサービスを利用することによって、住み慣れた自宅とか地域で生活を継続することができる、そのような考えから整備を予定してものがございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。地域密着型ということで、これからも小規模でいろいろやっていただけたらいいところがあれば、そういった形を見越してやっていただければと思いますけれども、特に地域の指定等は今のところあるのか、その辺教えていただけますでしょうか。

◎福井輝夫委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

地域としましては、伊勢市全域を予定させていただいております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。今後、こういった施設であったり、いろんなサービスを増やしていくと、また介護保険のほうにも影響してくるところはございますけれども、やはりこういった、これからやっていただけたらいいところがあれば、手を挙げていただける事業所を探していただくというか、お願いをするところも大事だと思いますし、また今、いろんなところの介護事業所が人員不足で大変四苦八苦しております。そういったところも、これから育成と養成もしていただきながら、こういった新しい必要なサービスが提供できるように努力をしていただきたいと思います。以上で終わります。よろしくお願いたします。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません。ちょっとだけ意地悪な質問かもしれませんが、少し教えていただきたいんですけども、今回のこの計画の中で、4ページにSDGsとの関係というのが書かれてございます。アイコンが入ったこと自体は大きな進歩、隣にいる中村委員も何度か質問されて、ここでも何人かバッジをつけている議員もいるので、大変な進歩かなと思って喜ばしいかなと思っているところでもあるんですけども。

1個ちょっとだけ意地悪な質問かもしれませんが、SDGsの中にはターゲットというのがあるのは御存じですかね。ここにターゲットを記載しろというわけではないんですけども、例えば3番の「すべての人に健康と福祉を」というのがあるんですけども、ぱっと見、確かにゴールとしてはここに記載するのは非常に分かりやすいかなと思うんですけども、一方、SDGsの中の今169のターゲットの中のものを見ると、例えば若年層に関するものが半分以上かな、あとは妊娠のときのものとか性に関するものとか、あと麻薬をどうしようとかたばこをどうしようとか、そういったことがかなり多くて、ど

のターゲットがこの3番を選定するに当たって、169の中のターゲットのこれだから3番なんじゃないかとか、そういった2030年に対してこういう世の中をつくっていくために、伊勢市としてはこの番号を選びましたというのが、本当はターゲットの中には含まれてくるんですけども、そのあたりって、これはまだ協議なので、別に一つの意見として聞いてもらったら結構なんですけれども、どんなふうにターゲットのところのお話をされたかというのが、もしあれば教えてください。

◎福井輝夫委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

ありがとうございます。すみません、169のターゲットがあるというのは知っておるんですけども、どのターゲットにというのが、すみません、この計画について、そこまで考えてここに記載したわけではなく、この計画自体が全ての人に健康と福祉をということに寄与する、生活の確保とか福祉の充実につながっていく、そのような考えということで全ての人に健康と福祉をというところでゴールのほうにさせていただきました。それで、今後、この基本の施策とかがございますので、その辺を実施していく上でターゲットのほうも考えながらしていきたい、そのように考えているところでございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。ごめんなさい、全部覚えてないですけども、ターゲットの中には、例えば2030年までに世界の妊産婦の死亡率、出生率を10万人当たり70人未満に削減するとか、実はこの計画と国連が設定しているターゲット、これをする事で世の中を変えていこうというのは、ぱっと見のこのアイコンと違うところもあって、聞かれたときに説明ができる状況にはしておいたほうがいいかなと思います。

当然、今回のアイコンの中で適切なものもたくさんありますけれども、一体それはSDGsの何番として設定するのに、何で伊勢市がこれを今やらなきゃいけないのとか、これをする事で国連の目標に対してどういうふうに寄与するの、これでどんなふうに2030年のゴールが目指すことができるのと聞かれたときに、つながる道筋だけは、各それぞれの番号で、記載しなくても結構なので、課内の中では整理をしておいたほうがいいのかなと思います。例えば、さっきの3の中にA B C Dという項目があるんですけども、その全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康因子の早期警告とか、そういうことがあるんですけども、例えばこれを中心に考えていきますという形で施策をつくるのかもしれないし、そのあたりは一度は整理をしておいたほうがいいかなと思います。以上です。もう意見だけで結構です。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【第2期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について】

◎福井輝夫委員長

次に、「第2期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

それでは、「第2期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について」を御説明申し上げます。

資料2-1を御高覧願います。この計画は、障がい者の福祉・教育・保健・医療・雇用など、関連分野における施策を総合的に推進するための障がい者計画と、障害福祉サービスの需要量と提供体制を確保するための障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体として策定するもので、全ての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりに向け、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応し、障がい者施策を総合的・計画的に推進するための計画になります。これまでの経過についてですが、伊勢市障害者計画等策定委員会を立ち上げ、複数回の開催、また、伊勢市障害者施策推進協議会や庁内関係部署における伊勢市障害者福祉施策推進会議のそれぞれで意見をいただきながら作成を進めております。当事者へのアンケート調査や関係団体等への調査については、5月から6月にかけて実施をさせていただきました。

計画案の概要は、3に記載のとおり6章の構成とし、計画の期間は、第2期障がい者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間として、今回、同時に見直しを行います。

パブリックコメントにつきましては、先ほどの老人福祉計画、介護保険事業計画と一緒に、令和2年12月から令和3年1月6日まで、担当課を含めて市内21か所で実施したいと考えております。

また、今後のスケジュールとして、12月下旬に市内4か所で、福祉の計画案として合同の地域説明会を開催することとしています。その後、2月の教育民生委員協議会で意見募集の結果報告や障害者計画等策定委員会のさらなる開催を経て、令和2年度中に策定を行うこととしています。現段階での計画（案）は、資料2-2のとおりでございますが、字句、文言等最終精査したものをパブリックコメントにかけさせていただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。説明は以上でございます。よろしくご協議賜りますよ

うお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。  
中村委員。

○中村功委員

私もまず1点ですね、3ページのSDGsについて表記がされているということについては大変進歩があるのかなど。先ほど野崎委員も言われていましたけれども、全くそのとおりゴールだけではいけないと、こういうふうに思いますので、同じような意見を私も付け加えたいなと思います。

それと、先ほどの老人福祉計画については、4ページですね、そのときの4ページは非常に大きなアイコンが付けているんですけども、ここの3ページ、これ何が書いてあんのかが、番号は読めますけれども、プリントの関係もありますけれども、果たしてこれが印刷されたときにちょっと漢字なんか読みにくいと違うかなど。そうすると4ページ、5ページ、さらには7ページなんかを見てみると、結構白紙の部分が多いわけですね。何かこう、構成ももう少し考えて広く、せっかくこういう新しいことを意識づけようという割には、ちょっとついでに失礼な話ですが、ちょっとデザインとして書いただけというように思われるんですが、その辺の構成についてどのようにお考えでしょうか。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課副参事。

●西岡障がい福祉課副参事

ありがとうございます。私どももこれに関しまして見直しをかけております。3のSDGsとの関係ということで大きく枠を取って、さらにこれに、今ある三つのゴールに追加して、4番、質の高い教育をみんなに、これは4-5になります。あと、10番の人や国の不平等をなくそう、これは10-2になりますけれども、追加したものも加えて、もう少し大きいものに今見直しをかけておりますので、もう少し御容赦ください。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。当然、書くことが目的じゃなく、意識することがまず大事やと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点ですね、先の委員会、午前中の委員会でもありましたが、吉井副委員長からも触れていましたが、私も一緒の視点なんですけど、障害の「害」が平仮名表記になって、これまでの5期障害福祉というのは漢字でしたんやね。それで、今回6期から平仮

名に変えると、何で今の時期に平仮名に変えるのかというのがちょっと分かりにくいので、その辺もし何かありましたら、変えるんやったらもっと前でもよかったのかなという気がするんですが。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

国のほうで障害者計画等の漢字表記がされていまして、今までは漢字表記でさせていただいておったんですが、近年、伊勢のほうでは平仮名で統一をしていきたいというところここ数年動いておりますので、今回の表記については基本、平仮名表記でさせていただきました。ただ、午前中も言わせていただきましたように、計画策定の委員長のほうからも御指摘をいただいておりますので、今後どうしていくかというのは、ちょっと今後の課題としてこちらも検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

私もこの項で言おうと思ったら先に委員会のほうで言われてしまったもので、かぶることについてはえらい申し訳ないんですが、今のやと、伊勢では平仮名を使うということで、全国的な流れというのはどのように把握されているんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

私の感じるところでは、全国的には平仮名表記を使うところが多くなった時期があって今に至っておると思っておりますが、最近、漢字を使われているところも増えてきていますので、いろんな考え方の中でちょっと動いておるというのが現状かと思っています。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、これは目次のところになるんですが、1ページの前の「障がい」の「がい」の表記についてという注釈があるんですが、マイナスイメージのある漢字の「害」ですね、の「害」の漢字を用いることを避けて、こういうような表現があるんですが、「障」についてはどのようなお考えがあるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

先ほどちょっと言わせてもらったように、計画策定委員会の委員長のほうからも、この「障」という漢字も本来ちょっとどうかというところがあって、委員長のほうからは、両方とも漢字に統一のほうがいいんじゃないかという指摘はいただいています。今回、今の流れの中で、「障」と平仮名の「がい」というところで、ちょっと対応させていただいておるのが現状です。以上です。

◎福井輝夫委員長  
中村委員。

○中村功委員

私ここで、表記でマイナスイメージのある「害」という表現が、全体の流れとしては確かに分かるんですが、「障」もマイナスイメージであるというふうに私は考えております。「障」というのは目障りという漢字で使われるわけですので、ちょっとこのような「害」だけがマイナスイメージというのは少し表現が、そういう流れで来たんかもわかりませんが、ちょっとここは、表現的に注意書きのところについてはもう少し工夫されたらいいのかなと思っております。以上です。

◎福井輝夫委員長  
他に御発言はありませんか。  
野崎委員。

○野崎隆太委員

中村委員もおっしゃったので、協議会ですので、僕からは直接修正を求めようかと思えますけれども、僕も同じように、この障害者の「害」というのは、別にそういう話でもありませんし、業者がこうやってわざわざ注釈をするようなものでもありませんし。あと、御存じだと思いますけれども、文部科学省は、基本的に文書における交ぜ書きというのは禁止をしているはずで、行政文書において。特定の平仮名を使うというような形なのは禁止をしているはずなので、本来はその規定に基づいて、両方漢字で記載する必要が行政文書についてあるんじゃないかなと思うんですけれども、文科省の通知とかそういったものというのは確認をされていますでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

この障害については、当初、漢字というところで動いておったのが現状なんです、世間の流れの中でちょっと平仮名表記をさせていただいておるとというのが今の現状かと思っていますので、よろしくをお願いします。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

世間の流れというのは、見えない空気を読んでるだけの話で、必ずしもそうではないと僕は思っています。これ、協議会なので、さっきも修正を求めると言いましたけれども、意見としてこれは漢字にすべきだということだけ言わせていただきますので、これは案の段階なので、現物のときは直してくださいということで、一委員として意見として言わせていただきます。以上です。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

「害」の字について、いろいろ意見も言っていただきました。字のことでということもあると思うんですが、やはりこれは障がい者サポーター制度の冊子の中にも、医学モデル、社会モデルということをちゃんと載せてもらっています。障がい者の当事者に害があるんじゃないくて社会のほうに害があるんだという、そういう根本的な考え方ということ、こういうことをやはり障がい者サポーター制度を進めている伊勢市として、この辺を深く考えていただきたいなど、また再び意見を言わせてもらいます。

すみません、続きまして、ちょっとお尋ねいたします。この計画、今までの計画とやはりちょっと違う点なんです、新しい生活様式というようなことや、またコロナウイルスの関係の記述がところどころにあります。これがこれからの計画にふさわしいと思うんですが、サポーター制度も進めていただいている中で理解を深めていこうというのがすごく伊勢市は進んでいると思います。

その中で、障がいの関係の方からも言われたんですが、今、コロナのときにマスクをしていないと冷たい目で見られるということがありまして、障がいをお持ちの方の中、また病気をお持ちの方の中で、マスクのできない方というのがあるので、訳ありマスクとかいう、ヘルプマークとかに近いようなものを推進しているという自治体もございますので、ちょっとこの際、その辺障がいの理解という点におきまして、訳ありマスクとかも進めていただきたいんですが、ちょっとお考えをお願いします。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

この訳ありマスクの部分につきましては、市民の方からもお話をいただきまして、一旦御検討はさせていただきました。ただ、今の現状、民間の事業者の方が作っている、中学生が発案したらしいですけれども、民間の事業であることから、特に市が直接関わらせてもらうというのはなかなか難しいのかなという、一事業者を支持するような形になってしまうというようなところも含めて、ちょっと検討させていただきましたんですけれども、ただその後、幾つかの事業者から、そういうものを作っているというふうなこともありますので、それぞれの選択の中で意思表示をしていただけるとどうかなと思っております。

バッジとか、それからカードとかって、パスケースに入れたりされとる方もありますので、意思表示が分かるようなものを皆さん、ちょっと工夫していただいて、つけていただくのも一つかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

分かりました。マスクをつけていないということで肩身の狭いを思いをされる方があるので、すごく人を批判するという、そういう世の中の風潮をまず変えていくのが本当なのかなとは思いますが、やはりそういう方もいらっしゃると思いますので、ヘルプマークも初めは全然浸透していなかったものですから、その辺についてもよろしくお願ひいたします。

それと、43ページの地域生活支援拠点等が有する機能の充実とありますが、この地域生活支援拠点、ちょっと午前中も触れましたが、これは語句の説明のほうにも載っていないんですが、やはりここの説明の部分があまりにさっぱりとしています。どういうことを目指して、ここには整備しましたと書いてあるんですが、どういうふうな整備をされたのかということをお願ひしたいと思ひます。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課副参事。

●西岡障がい福祉課副参事

委員の御質問にお答えします。地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えて、居住支援のための五つの機能、相談、体験の機会、緊急時の受入れ対応、専門性、地域の体制づくりを地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとなっております。現在、課では、伊勢市障害者施策推進協議会からの提言を受け、概要等の内容の検討を重ねております。1月の伊勢市障害者施策推進協議会で提案し、承認していただきながら、今年度中に整備予定としております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

今の説明でなかなか分かりにくいと思います。五つの大事な点があるとおっしゃったので、ここがずらずらっと書いてあるのを1、相談や、2、何々、3、何々というふうに書いていただいたほうがいいのかと思います。

あと、それから、多機能拠点型と面的整備型とあると思うんですが、伊勢市は一つの拠点でいろんなことを受け持つというのではなくて、ネットワークを構築してしていくのだということ、やはり時期的に間に合わないのかもしれませんが、できればそういうふうな図であるとか何か分かりやすいことを書いていただいて、この点をしっかりと周知していただく。また、このことに関して人材という、人材がなかなか課題となっていくので、人材の育成について、高齢者のほうでも人材の育成ということもあります。障がい者のほうでも人材の育成ということがあります。この辺のところ、どのように育成していくのかという点についてお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課副参事。

●西岡障がい福祉課副参事

現在は、伊勢市の障害者施策推進協議会の自立支援部会で検討を重ねていただいております。今後は、相談機能を充実することにより、基幹相談支援センターを中心に、また人材育成について検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

今、基幹相談支援センターというお言葉が出ましたが、昨日、市長のほうからも基幹相談支援センターという説明がありました。高齢者のほうも基幹相談支援センターをつくっていった地域包括支援センターを統括していく、そして障がい者のほうもそのようにしていくということで、同時に人材を育成していくという理解でよろしいですか。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

今は、高齢、障がい、それぞれの基幹の役割をするセンターがありますが、最終的には高齢も障がいも一体的に相談できる体制をつくっていく必要があると考えております。

◎福井輝夫委員長  
吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

分かりました。地域共生型と何回も何回も聞かされてというか、そういう形ですんで、しっかり本当に形にしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。  
当局入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 1 時36分

再開 午後 1 時38分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

### 【第 3 次伊勢市総合計画の進行管理について】

◎福井輝夫委員長

次に、「第 3 次伊勢市総合計画の進行管理について」を御協議願います。  
当局からの説明をお願いします。  
企画調整課長。

●奥野企画調整課長

それでは、「第 3 次伊勢市総合計画の進行管理について」御説明申し上げます。これは、平成30年に策定いたしました第 3 次伊勢市総合計画の令和元年度の事業結果等に係る各所属による自己評価及びこれを受けての総合計画審議会の答申内容について、その概要を御説明申し上げるものです。

資料 3 - 1 を御覧ください。この表は、第 3 次伊勢市総合計画、前期基本計画の分野別計画、全 8 章の各常任委員会及び協議会の所管をお示ししたもので、教育民生委員協議会の所管は、第 2 章教育、第 3 章環境及び第 4 章医療・健康・福祉でございます。

資料 3 - 2 を御覧ください。進行管理の目的は、1 に記載のとおり、市政を取り巻く社会的状況等の変化、またそれらから考えられる課題、数値目標の達成状況等を確認し、その結果を踏まえて、次年度予算編成を行い、効果的な行政運営を進めることとしております。資料の構成につきましては、2 (1) に記載のとおり、前期基本計画の序章において、

各政策を横断する重点的な課題として設定したまちづくりの主要課題の状況を3ページから10ページに、その後、(2)に記載のとおり、前期基本計画の分野別計画における各節の状況を11ページから39ページに記載しております。

まず、まちづくりの主要課題の状況につきまして御説明申し上げます。4ページの1、「子どもを産み育てやすい環境づくり」から10ページの7、「有形・無形の歴史的・文化的資産の継承と活用」まで、七つの課題ごとの状況をお示ししておりますが、資料の見方について御説明申し上げますので、3ページを御覧ください。上段の総合計画の記載内容には、平成30年の計画策定時点における課題の状況を記載し、計画策定時点からの変化など、令和2年6月時点における課題の状況を「◆現状」として記載しております。これらの課題に対して、これまで実施している主たる取組を「◆主要な取り組み」に記載し、一番下の「◆新規事業など」には、課題に対する取組のうち、特に令和元年度以降に新規や拡充等を行った取組を記載しております。

次に、11ページ以降では、分野別計画の各節別の進捗状況を記載しておりますが、まずは資料の3-4を御覧ください。こちらの資料3-4につきましては、評価等の根拠となる指標実績等を参考資料として整理したものでございます。恐れ入りますが、1枚めくっていただいた表紙の裏面を御覧ください。

昨年度の進行管理の御説明において、評価が分かりにくいという御意見も頂戴しましたことから、様式を変更しておりますので御説明申し上げます。まず、中段以下の資料部分のうち、重点課題の成果指標の進捗状況、Bにある吹き出しに記載のとおり、本年度の進行管理から、A、B、Cの進捗状況評価を追加しております。

次に、上段の網かけ部分でございますが、昨年度も各節ごとに指標の数値推移や事業の進捗などを総合的に分析、評価し、実績と現況として整理し、評価を踏まえた今後の取組の方向性を導くように構成しておりましたが、文章表現のみの記載であり、評価が分かりにくかったことから、資料左上の吹き出しに記載のとおりA、B、Cの総括評価を添えるとともに、ページの上段へ配置変更しております。こちらの各節別の網かけ部分の記載内容のみを抜粋し、恐れ入りますが資料3-2へお戻りいただきまして、12ページ以降へ転記をしております。これは、大局的に各節別の達成度を見ることを主眼として評価結果等をお示したものでございます。同じく、資料3-2の39ページを御覧ください。先ほど御説明いたしました各節ごとの評価結果を一覧としてお示ししております。教育民生委員協議会所管分野の状況としましては、第2章、教育では、四つの節のうち、「順調に進んでいる」のA評価が一つ、「進んでいる」のB評価が三つでございます。第3章、環境では、三つの節のうち、A評価が二つ、B評価が一つでございます。第4章、医療・健康・福祉では、五つの節のうち、全てがA評価でございます。

最後に、資料3-3を御覧ください。これは、去る10月26日付の総合計画審議会の答申書の写しでございます。下記の1、計画全般につきましては、「新型コロナウイルス感染症により、社会が大きく変化しており、ウイズ・コロナ、ポスト・コロナの社会像を想定しつつ、方向性等の見直しや新たな課題への対応等、柔軟に対応されたい」との御意見をいただいております。

2の分野別計画につきましては、2ページを御覧ください。第2章教育では、「章の目指す姿にある「郷土を愛し」に対する取組等の充実」のほか、第1節学校教育では、「不

登校対策としてのスマホ依存への対策」など、3ページの第3節スポーツでは、「健康増進の視点、福祉分野との連携」、第4節文化では、「伝統文化の継承と、新しい文化の創出、発信」など、第3章環境では、「SDGsを踏まえた取組」など、第4章医療・健康・福祉の第1節医療・健康では、「コロナ禍において必要な社会経済活動を行える環境づくり」など、第2節地域福祉では、「コロナ禍の生活困窮者対策」など、第3節共生では、「親亡き後対策」などについて御意見、御提案等をいただいております。今回お答え申いただきました内容を今後の事業展開等に生かしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

御説明ありがとうございました。総合計画の進行管理ということで、ABCといろいろと評価をつけていただいて、大変見やすくなっているというふうに感じております。この教育民生分科会の分野の中で、幾つかC評価になっているところがありますので、そこについて少しお尋ねをさせていただきたいと思っております。

資料の3-4の17ページのところに、第2章、教育の第4節、文化のところを載せていただいております。総合的にはBということなんですけれども、重点課題の成果指標、文化施設の整備と利用促進ということで、市の博物館施設の入館者数、これが目標に達することができず、C評価ということで記載をさせていただいております。

今回、コロナ禍ということもあって、なかなかこれが今後達成していくのは難しいのかなとは思いますが、3-2のほうの17ページのところには、今後の取組の方向性というのも載せていただいております。博物館の施設の運営においては、常設展示の充実に加えて、他団体との影響や市民ニーズを踏まえたイベントを開催するなど、来館者の増加につながるよう取組も検討していくと記載をさせていただいております。先日、古市参宮街道資料館のほうで特別展が開催されておりましたので、少し見学に行かせていただきました。私行ったときも、ちょっと平日やったもんでかもしれませんが、ほかの来館者は誰もいないという状況で、中のいろんな資料、展示資料を見せていただくと、大変素晴らしい作品を展示していただいて、館長も努力していただいて集めていただいたというふうに感じたところでもありますけれども、今回、コロナということもあって、なかなかこういったところにも足を運びづらくなったのかなというふうにも感じております。その辺まず、今現状として、今C評価になっておりますけれども、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

文化振興課長。

●大西文化振興課長

すみません、17ページの市博物館施設の入館者数、こちらがR1の欄がH30に比較いたしまして、1,000人ほど減少しております。この数値につきましては、平成30年度の実績となっておりますので、直接この数字はコロナの影響を受けたものではございません。ただ今後、吉岡委員御指摘いただいたように、多くを目標を右肩上がりであるという目標を掲げておりますけれども、現状コロナの影響の中で、今年度につきましても約四つの博物館、2割から3割程度の観覧の状況となっており、なかなか厳しい状況であるというふうに認識をしております。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。私もこれ、何で知ったかという、広報に紹介をしていただいてありまして、ちょっと見に行こうかということで行かせていただきました。まだまだやはり広報だけでは見ていただく方も少ないのかな、いろんなものを使いながら来ていただけるような工夫もしていけないかなとは思いますが、コメントにもありましたようにやはりイベントの開催を、なかなか伊勢の方、結構イベントごとというか祭り事が好きというか、何かやっぱりそういうところもあるんじゃないかなと思います。上手にそういったイベント開催を実施していただく中で、どれだけ人がたくさん来ていただけるようなイベントをうまく開催できるか。できれば常設のときに来ていただくと本当はいいんですけども、そういったことも工夫をしていただけたらと思います。

また、先週の土曜日、日曜日に、三重県退職教職員互助会というところが、いせシティプラザで、これは直接博物館構想の関係とは違うんですけども、作品展をしていただいております。教職員のOBの方がいろいろ作品を作っている中に、小学生、中学生の美術の作品であったり絵画であったり、また書道の作品もいろいろ並べて展示をしていただいております。やはりそういった小中学生の子供たち、また高校生であったり、そういったところにも来ていただけるような工夫をしていけば、こういった博物館に足を運んでいただけるきっかけづくりができるんじゃないかなと思いますので、ぜひまたその辺も参考にしながら、来館者数、入館者数、増やしていけるように努力をお願いしたいと思います。

続きまして、23ページをお願いしたいと思います。3-4の23ページです。ここも環境のところでもありますけれども、C評価……

◎福井輝夫委員長

ごめんなさい。

○吉岡勝裕委員

何かおかしい。

◎福井輝夫委員長

ほんなら、ちょっとまとめたほうがええな、環境。

○吉岡勝裕委員

順番にいきますか。順番に。

◎福井輝夫委員長

分かりました。ほんなら、ごめんなさい。この説明の中で、質疑応答を章単位で行いたいと思っています。

○吉岡勝裕委員

分けて、申し訳ありません。

◎福井輝夫委員長

私の説明がちょっと最初なかったもので、すみません。それで、環境の方みえるので続けて環境のほうも、そしたら説明。教育、環境と分けて。

○吉岡勝裕委員

そしたら、教育だけ分けます。いいですか。

◎福井輝夫委員長

医療、健康福祉については、ちょっと分けますので。環境についてははずれますので。

○吉岡勝裕委員

次でやるんですね。いいですね、続けて。章で分けていただくのであれば、私、一旦教育で終わります。

◎福井輝夫委員長

そしたら教育だけ、まずいきますね。

○吉岡勝裕委員

失礼しました。

◎福井輝夫委員長

すみません。説明員の入替えが必要というようなことで、章単位でちょっとやりたいなと思いますので申し訳ございません。まず、第2章の教育の部分についての発言ということでお願いしたいと思います。今、吉岡さんにいただきましたけれども、教育の部分で御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

じゃあ、御発言もないようですので、第2章、教育を終わります。

そしたら、第3章、環境について御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

じゃあ、すみません。ここもC評価になっているところがありまして、少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

3-4の23ページをお願いしたいと思います。総括的にはB評価ということにはなっておりますけれども、個別に二つがC評価ということで記載をしていただいております。まず一つがレジ袋の辞退率ということでここに記載をしていただいております。説明にもありますように7月からレジ袋が有料化ということで、皆さんもお買物に行かれて、レジ袋を辞退というよりも、マイバッグお持ちですかとか、袋は要りますかという形に今変わってきてようかと思えます。レジ袋を辞退しているというふうな何か形にはなくなっているんですけども、まずその辺、今後どういった形にしていくのか、ちょっとその辺の考え方をお聞かせいただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長

清掃課副参事。

●林清掃課副参事

レジ袋の辞退率ということで、我々も指標を設定する中で、当初辞退ということで、イコールマイバッグを持参するというような、そんな観点の考えで動いておるところでございます。委員仰せのとおり、本年の7月1日から義務化ということになったんですけども、依然、町中のスーパーとかレジを通るお客さんなんかを見ている中でも、マイバッグ自体持っていないお客さんもいらっしゃるのかなというふうなものも確認しておるところでございます。

今後、有料化というふうになったんですけども、そういうような状況でもありますもので、今後はちょっとまた、どういう策でさらに普及を進められるのかというのは、関係団体や市内スーパー等々の関係機関とも話をしながら進めていきたい、そのように考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。レジ袋辞退は、マイバッグを持っている、またレジ袋を購入すると、逆に言えばそういう形になってくるのかなと思うんですけども、いろいろレジで並んでいますと、例えばマイバッグを忘れてきたんだとか、車に置いてきて忘れてきて、

1枚3円、5円だから袋を買いますよという方があったりとか。また、中には、レジ袋が今配られなくなったのでビニール袋が足りなくなって、ビニール袋の代わりにレジ袋を買ったのだとか、いろんなケースが最近増えてきているのではないかなと思います。私も、レジ袋というか、ビニール袋の代わりに100均で違うビニール袋を買ったりとか、そんなこともありますので、ちょっとその辺はこれから工夫もしていただきながら考えていただけたらなというふうに思います。

続いて、その下のC評価になっております学校教育における環境教育の充実ということで、これ以前、昔も私、決算か予算か何かで質問させていただいたことがありました。以前、平成24年ぐらいの事務の概要書を見せていただくと、その頃はまだ京セラの伊勢工場がありまして、7校、8校の小学校、中学校のほうに環境教育をしていただいております。それ以降、今は横浜ゴムさんのほういろいろな学校にも行っていただいて、今環境教育をしていただいておりますけれども、なかなかその辺が伸び悩んでいるのかなというふうに思います。このC評価について、まずその辺の現状をちょっと教えていただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長

環境課長。

●森本環境課長

質問にお答えさせていただきます。出前講座につきましては、様々な観点からテーマ等を設定して、学校教育の教育課程とかとできるような形のようなプログラムが必要となってきます。委員仰せのように、以前は京セラさんの御協力もいただいたんですけれども、現在は第三銀行と横浜ゴムさんの御協力を得て実施をさせてもらっております。

今後、またそういった協力できる企業等があれば、こちらからお願いさせてもらうなどをして広げていって、プログラムとして充実できるような形で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

令和元年度の決算のあれもを見せていただくと、中部電力さんもこれまでしていただいたわけですが、令和元年度は申込みがなかったということで、環境教育を出前講座していただけなかったというところもあります。やはり学校のニーズというか、小学3、4年生ぐらいがちょうどこの環境を学ぶ学年ではないかなと思いますけれども、ぜひ100%目指して、ごみの分別であったりとか、また自然を、環境を守っていくことであったり、太陽光発電であったり、いろんなテーマでそういった環境教育をぜひ学校とも一緒になって、連携しながらやっていただけたらと思うんですけれども、その辺のもう少しお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長  
環境課長。

●森本環境課長

委員仰せのように、小中学校の校長会にいつも募集をかけさせていただいて、応募があれば実施をさせていただいているんですけども、今後、実施が少ない場合には、教育委員会と連携を図りながら学校に対して働きかけを行っていきたいと思います。

◎福井輝夫委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ぜひ学校のほうもよろしくお願いをしたいと思いますし、まずは、こういった教育をしていただける企業さんがどれだけあるのかということも、地域にも課題があるかと思います。商工会議所とか伊勢小俣町商工会とか、いろいろ協力していただける企業さんもあるかと思うので、ぜひその辺を連携していただく中で、たくさんの生徒児童に環境教育が実施できるようにぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

◎福井輝夫委員長  
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
他に発言もないようですので、第3章、環境を終わります。  
説明員入替えのため暫時休憩します。  
失礼しました。2時10分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時09分

◎福井輝夫委員長  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、第4章、医療・健康・福祉について、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
御発言もないようですので、第4章、医療・健康・福祉を終わります。  
本件については、この程度で終わります。  
説明員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 09 分

再開 午後 2 時 11 分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

### 【新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について】

◎福井輝夫委員長

次に、「新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

財政課長。

●太田財政課長

それでは、「新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について」御説明いたします。

資料 4 を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策として、一般会計において、病院事業会計繰出金、新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金、指定管理運営維持負担金で 1 億 8,476 万 2,000 円を、病院事業会計において、器械備品購入、材料、工事、給与等の経費、1 億 5,417 万 7,000 円を補正予算として 12 月定例会に提出をいたしたいと考えております。

それでは、教育民生委員協議会の所管事業について御説明いたします。まず、No.1、病院事業会計繰出金でございます。病院事業会計における新型コロナウイルス感染症対策に関連した器械備品購入、材料、工事、給与等の経費について、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象外となる経費について一般会計から繰り出し、支援するものでございます。なお、一般会計からの繰出金については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業としてまいります。

次に、裏面をお願いします。No.3、指定管理運営維持負担金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減収した指定管理者に対して、減収分の一部を負担し、公共施設の運営維持を図るものでございます。負担金の算出に当たりましては、令和 2 年度の利用料金等の収入額と過去の収入実績額とを比較した減収分について、市が休館指示をした日を含む 4 月、5 月は 10 割、それ以外の月については 8 割を負担するものでございます。補正予算の計上に当たっては、負担金を算出した結果、現計予算で不足が生じるものについて、各施設の該当費目にてそれぞれ計上いたします。なお、教育民生委員協議会の所管施設については、事業内容欄に記載のとおりでございます。

次に、下段の No.4、病院事業会計でございます。補正予算の内容でございますが、支出としましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連した器械備品購入、材料、工事、給与等の経費を、収入としまして、一般会計繰入金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を計上するものでございます。

次に、3 ページでございますが、これまでの新型コロナウイルス対策についてまとめたものを添付しておりますので、御高覧賜りますようお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について御説明を申し上げました。御協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。  
野崎委員。

○野崎隆太委員

二つ教えてください。まず、病院事業のほうからお伺いします。病院事業、今、世間の状況がこんな感じなのであえて聞くんですけれども、実際今回の予算案で入れられているもので、充足率というか、考えられる、もちろん消耗品なのでこの後買うものはあるにしても、取りあえず当面は、自信を持ってこれで対応ができるというぐらいのものがそろっていると考えて大丈夫ですか。それだけちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長

経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

コロナに関連する器械備品、またマスク等につきましては、現時点では充足しておるものというふうに考えております。今後、またインフルエンザとかそういったものが発生してくる可能性もございますので、引き続きそういった資材につきましては確保に努めていけるように頑張っておりますのでよろしくお願いをいたします。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。当然理解をしていることだと思っておりますけれども、あのときみたいにまたいろんなもの、備品が足りないというような状況になったときにはならないように、事前にちょっと多めにでも調達をしていただければと思います。

もう一つの、指定管理運営維持負担金のことでお伺いをさせていただきます。これ、ぱっと見といいますか、見た目で非常に僕は分かりにくい負担金なのかなというふうに思います。と申しますのも、もともと指定管理というのは、基本的に民間の事業者が事業活動として行っているものです。こちらからお願いする形ではなくて、もともとそれぞれ入札に応じて向こうからやってくるものなので、基本的には企業活動、営利活動だと思っております。

その中で、もちろん国の制度で他の持続化給付金であったりだとか休業補償の制度であったりだとか、そういったものが今までも支払われてきております。それは人件費の部分も含めて。指定管理というか、市の施設だからお金が出るのかという話をされたときに、今、例えば市民の方からそういうふうに質問されたときに、僕ちょっとこれ、そうだとし

か言えないといえますか、非常に難しい。同じように売上げが減収している、公共施設じゃなくて例えば民間の体育施設なんかも当然あって、そういった施設に対する負担金とかは特にないの、何で公共施設だとななるのかというのがこの資料だけでは分からないので、まずその点を御説明いただけますでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

今回の考え方について御説明申し上げます。市の施設、指定管理を出している部分については、市の事業を指定管理者のほうでやってもらうというふうな考え方で指定管理を出しておるところではございます。

その部分について、協定書に基づきまして運営をしていただいておりますところではあるんですが、その中にリスク分担というふうなところで、天災とか不可抗力によるものというのについては話合いにより負担をしていこうというふうな考え方で進めております。ですので、リスク分担の考え方で協議して今回の率を上げさせていただいたというところではございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

リスク分担という条項があるのは理解をさせていただいたんですけれども、先ほども申しましたように、原則としては他の給付金、増額給付金であったり、一時金の雇用の調整金であったりだとか、他の給付金が存在をしている状況なので、当然その申請はされている状況だと思っております。対象になるか、適用の対象内か外かはちょっと置いといたとしても、個別に恐らくるので。

その中で、他の民間企業も当然ながら同じように、頂いている給付金であったり、頂いている補助金の中で活用しておるわけですし、例えばコロナで新しく借入れができるということで、事業費の一時的な費用として借入れをしたというようなケースも多々僕は聞いております。なので、何でここにはお金が降ってくるのかというのが、さっきの話合いの条項があるというだけではなかなか理解が僕はできないんですけれども、特別に民間の事業なので、今まで当然、収益を上げていたわけで、今までの収益が例えば赤字とかゼロという話であれば話はちょっとぐらいい違って来るかもしれませんが、本来は今までの収益分で補填したりとか、さっきの借入れをしたりする。まず企業努力が先に来るのが正しいのではないかなと思うんですけれども、何で特別にここにこういうふうにお金を負担するという話になったのか教えてください。

◎福井輝夫委員長  
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

指定管理者というか、指定管理を出しておる施設は様々な状況があります。それぞれ担当者から指定管理者のほうに状況を確認させていただきまして、その上で市の施設ではありますので、急に閉まったりとかそういうふうなところについては、やはり継続性ということが大事というふうなことがありますして、聞き取りをした結果、このような形で上げさせていただいたというところで御理解賜りたいと思います。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

継続性というのは、本来は基本的に手を挙げる時点で、入札の時点である程度資本金的な体力を持っているところが僕は応じていると思っているので、継続性といっても、短期のものであれば、ある程度はさっき言った借入れとか企業側の企業内の会計で努力をされる部分というのは必要ではないかと思っております。これは何で言っているかというところ、例えば違う商店街とかに、何でうち、下りへんのやと言われても説明が非常に難しい。売上げが下がっているのは同じですし、今から聞きますけれども、例えば観光文化会館なんかであれば、自主事業の部分も恐らく収益として計上されているんじゃないかと思うんですけども、それであるならほかの市内のイベントごとのところも全部補填するのかとか、そういった議論にもつながってくる場所もあると思っております。

なので、そういった意味で少し疑問があるというところ、先に聞きますけれども、観光文化会館なんかは自主事業の部分も去年あったはずの収益として計上されとるわけですね。まずそこから教えてください。

◎福井輝夫委員長

文化振興課長。

●大西文化振興課長

観光文化会館の自主事業に関する御質問でございます。自主事業というのは、指定管理者が独自に企画をして独自にお金を受け取って、企画をして事業をするというそういう性質のもので、平成31年度、令和元年度の状況で、金額的なことを申し上げますと、自主事業にかかった経費としては約3,500万円程度、歳出としてかけております。入場料等自主事業で得られた歳入というのが約3,200万円程度というところで、ほぼ歳入と歳出が近い金額というんでしょうか、同規模で自主事業をやっているという状況でございます。

ですので、今回の補填に関しても、自主事業自体が非常にほとんどが中止になっているような状況で、なかなかやれていない状況でございます。歳出が小さくなれば歳入も小さくなるという、そういった性質もございますので、自主事業分を余分に補填の中で入れているという状況ではないというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと今の話が分かりにくかった。歳入と歳出、もう一回教えてもらっていいですか、自主事業の。

◎福井輝夫委員長  
文化振興課長。

●大西文化振興課長

すみません、失礼しました。令和元年度の実績です。歳出が約3,500万円、歳入が約3,200万円です。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。何か今の話だと、自主事業をするとマイナスだという話をされているので、何かちょっと不思議な感じなんですけれども、それやったらやらなかった分の経費がプラスになっているので、相殺するとやらんでよかった、今年はもうかっているという話になりかねへんので、この金額が出てくるのは余計不思議な気がするんですけれども、そういうわけではないんですか。

今、300万円の差異で、自主事業をやるたびにマイナスだ、これは年間か、年間なのでマイナス300万円という話だと思うんですけれども、この中には多分人件費が含まれているんですね、この3,500万円の中には。なので、人件費分は今回の1,600万円の中で見ているというような理解なんですか。この1,600万円の根拠が分からないんですよね。それをちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長  
文化振興課長。

●大西文化振興課長

失礼いたしました。今回の1,600万円を算出した計算の方法なんですけれども、施設利用料を今年度の実績と過去3か年の実績を比較しております。それから、野崎委員おっしゃっていただいているように、事業量が減れば歳出が減る部分も当然出てきます。例えば電気代とかは一番分かりやすいと思うんですけれども、そういったものも今年度の実績と過去3か年の実績を比較しております。そういった比較をいたしまして、その差額というんでしょうか、そこでマイナスになった部分をまず算出いたしまして、冒頭御説明、財政課長がさせていただいたとおり、4月、5月は10割、それ以外は8割というような、そう

いう計算方法を取っているということでございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。何が言いたいかといいますと、結局民間の企業であれば今の国の制度の中でずっと全部やっていて、例えばこれが市が持っている施設なので、緊急事態宣言が出たときの休業要請の対象には指定管理やもんでならへんもんで、そのときの50万円は補填しなければいけないもんで出しますという話なら分かるんです。これは当然分かるんです。何ともしようがないので。けども、ここで言えば4月、5月は、市が要請をしたから休んでいるというのもまだ分かるんです。

ただ、市の管理、市の指定管理って楽やなと思われてもいけませんし、ある程度企業のリスクとしては見ておかなければいけない話だと思っていますし。なので、この1枚の資料では、さっき言ったほかの施設も含めて計算方法も分かりませんし、予算の支出の妥当性が僕はちょっと分からないんです。なので、もし細かい計算があるのであれば、それどこかでつけてもらえると、人件費分として幾らとか、これとかこれとかあれとか、経費でかかった分がこんだけあってとか、そんなのが個別の施設別にあればまだ分かるかもしれない。それでも他の民間の例えば施設、体育施設も含めていろんな施設は、当然こんな補填はありませんし、それは商業施設にしてもそう。

だからもう少し、指定管理の継続性とはいうものの、入札して別のところに替わるのはそれもある話なので、別に当然、会社が潰れることもあるし、そのときは替わらないかんときは替わらないかんですし。何か指定管理の施設を、会社を助けるためにお金を出しているんだという形にちょっとやっぱり見えるので、もう少し資料も含めて、もしこの後予算が出てくるんならいろんなものを、提示をちょっといただきたいと思うんですけれども、もう一度その辺だけお考えをお聞かせいただいてもよろしいですか。

◎福井輝夫委員長

資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

ありがとうございます。委員仰せのとおり民間との差というふうなところというのも本当に考える部分ではあるんですけれども、我々のほうといたしましては、やはり指定管理者と協定を結んで進めておる中で、今回リスク分担というふうなこともさせていただいたところではあります。細かい資料というふうなことについては計算はしておりますので、どのようなものがいかにいうのは、また相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

もう最後にしますけれども、伊勢ではたしかそういうところはなかったと思いますけれども、この考え方からいけばですけれども、例えば行政が指定管理として出しているカフェとかというのは、全国を探せば結構たくさんありますよね。施設として持っているところってありますよね。そういうところにも同じ形で補填をしなきゃいかんことになるわけですよね。そうすると、それこそ比べるものがすぐあるので、うちの喫茶店、何も出ていないけれども、何で行政の中の喫茶店はこんなふうにならぬやという話になるので、そういうところと比較するとすごい分かりやすいかなと思うんですけれども、ここだけ特別にする理由というのは、やっぱり市民から聞かれても、もっと僕らが説明をできる分かりやすいものややっぱり資料として僕はぜひ出していただきたい、予算のときにはという点だけ申し上げまして、ここは賛否言う場所ではないのであれですけれども、以上でもうこれ、意見で結構です。

◎福井輝夫委員長  
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。  
当局入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時32分

◎福井輝夫委員長  
休憩を閉じ、再開いたします。

## 【第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について】

◎福井輝夫委員長  
続いて、報告案件に入ります。  
「第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について」当局から報告をお願いします。  
環境課長。

●森本環境課長  
それでは、「第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について」御説明させていただきます。これは令和 2 年 9 月 1 日に開催された教育民生委員協議会の後に実施いたしましたパブリックコメントの概要を御報告するものでございます。

それでは、資料5を御覧ください。「1 パブリックコメントの結果概要」につきましては、令和2年10月1日から11月2日までの1か月間意見募集を行い、その結果、意見はございませんでした。

「2 修正について」でございますが、今回のパブリックコメントにおいて意見がございませんでしたので、計画内容修正が必要となる箇所はございません。本日の御報告後、計画を最終確定し、議員の皆様へに配付させていただくとともに、広く市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について御説明させていただきました。御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。  
野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません。1点だけちょっと教えてください。これは考え方を教えてほしいのと、今の状況を教えてほしいんですけども、この生活排水、下水道の計画とかも変更、更新がされていく中で、これから地域としては浄化槽をそのままずっと残していくような地域とか、その辺が結構区分けがはっきりしてきたところではありますけれども、今、当然、汲み取りのところもあれば単独浄化槽のところ、合併浄化槽のところとあるんですけども、これから下水道接続がなくなっていくような地域に関しては、合併浄化槽をどんどん入れていくような、もしくは浄化槽の設置を進めていくような形にはなると思うんですけども、そのあたりどんなふうに進めているのかと、今現状どんな感じなのかというのをまずちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長

環境課長。

●森本環境課長

下水道区域内と区域外の地域がありまして、委員仰せのように区域外の地域につきましては合併浄化槽設置ということになります。家を建てるとかそういった場合については、法律上合併浄化槽は必ず設置しなければならないとなっております。あと、問題なのは単独浄化槽、昭和50年の高度成長期に設置された単独浄化槽は台所からの生活排水はそのまま側溝とかに流してしまっているんで、それを合併浄化槽への転換、こういったところに力を入れていかないかとは思っております。

啓発活動としては、各自治会とかを見回らせてもらって、そういった啓発活動を今後行っていきたいと思っております。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

実効性の問題でもう一点だけお聞かせいただきたいんですけども、自治会を通じてというのは分かるんですけども、実際、自治会長さんの温度によって、温度というか、やる気と言うとちょっと失礼かもしれませんが、どうしてもやらないかんという人もいれば、そうでもない人もいて、大分ある意味ではその方の熱意に頼ることにもなりますし、本来は進めていかなきゃいかんということであれば、自治会を頼るのではなくて、もっと周知の仕方とかですね、そこの担当課が中心になって積極的にやっていくような方策も考えないと、もうこれ以上は進まんのかなというような意見も耳にはするんですけども、そのあたりどんなふうに考えられていますか。

◎福井輝夫委員長

環境課長。

●森本環境課長

委員仰せのとおり今後積極的な推進を図る必要はあると思います。今までも広報とか環境フェアとか、イベントとかを通じてそういった啓発も行っておるんですけども、今後さらにどういった啓発活動、効果があるかを含めて研究していきたいと思っております。以上です。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

個別の方法ができるかどうかというところまでは言いませんけれども、ただ、どこがどうというのはある程度理解が、表として分かっていると思うので、どこが単独であってどこが合併であるかというのはある程度分かっていると思うので、そのデータを基にしてぜひともこれから進めていただければと思いますのでよろしく申し上げます。以上です。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかたの廃止及び機能移転について】

◎福井輝夫委員長

次に、「伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかたの廃止及び機能移転について」当局か

ら報告をお願いします。

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかたの廃止及び機能移転について」御報告申し上げます。

資料6を御覧ください。伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかたは、合併前の旧御菌村が高齢者の福祉の増進を目的として、平成15年度に設置した施設で、主に地元の高齢者が利用する施設として、年間で延べ約3,000人が利用されております。設置場所は御菌町高向2522番地で、木造平屋建て、延べ床面積は93.96平方メートルでございます。古民家を買収して改修した施設でございます。耐震診断により耐震性に問題があるとの評価が出ておりますことから、施設類型別計画では「時期をみて除却するが、民間施設を活用した事業の継続を検討する」としております。

今後の予定といたしましては、令和2年度中に近隣の高向公民館へ機能を移し、施設は廃止したいと考えております。

以上、「伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかたの廃止及び機能移転について」御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

**【伊勢市福祉施設指定管理者の選定に係る経過について】**

◎福井輝夫委員長

次に、「伊勢市福祉施設指定管理者の選定に係る経過について」、当局から御報告をお願いします。

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「伊勢市福祉施設指定管理者の選定に係る経過について」御報告申し上げます。

資料7を御覧ください。始めに、経過でございますが、資料にあります福祉施設につきましては、現在の指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了いたします。このことから、指定管理者の候補者の選定を行い、令和2年12月市議会定例会において指定管理者の指定及び債務負担行為による令和2年度予算の議決を経ようとするものでございます。

次に、公募による指定管理候補者の選定の概要でございますが、公募を行ったのは、資料に記載のとおり7施設となっております。指定管理の期間につきましては、伊勢市二見

こども未来クラブを除き、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたしております。伊勢市二見こども未来クラブにつきましては、令和5年度から二見の新学校が稼働することを考慮し、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間といたしております。

募集要項等の配布など、募集スケジュールにつきましては資料に記載のとおりです。2ページを御覧ください。候補者の選定に当たりましては、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会を設置し、審査につきましては、あらかじめ公表した選定基準に基づき、書類審査と公開プレゼンテーションにより候補者を選定いたしました。選定結果でございますが、一覧表の伊勢市ハートプラザみその、伊勢市みなとふれあいセンターにつきましては、応募団体は1団体のみで、現在の指定管理者である社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしました。伊勢市小俣児童館は2団体の応募があり、現在の指定管理者である社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしました。伊勢市明野児童館は2団体の応募があり、現在の指定管理者である社会福祉法人宮山を指定管理候補者として選定いたしました。伊勢市二見こども未来クラブは3団体の応募があり、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を新たな指定管理候補者として選定いたしました。伊勢市御菌こどもプラザは2団体の応募があり、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を新たな指定管理候補者として選定いたしました。

3ページを御覧ください。伊勢市おひさま児童園につきましては、応募団体は1団体のみで、現在の指定管理者である特定非営利活動法人南勢子どもの発達支援センターえがおを指定管理候補者として選定いたしました。

次に、公募によらない指定管理候補者の選定の概要でございますが、伊勢市福祉健康センターにつきましては、駅前B地区ビルへ機能の一部を移転し、建物の譲渡を検討しておりますが、現時点において駅前B地区ビルへの保健福祉拠点施設の入居時期が決まっていないことから、施行者との協議等の状況等を踏まえ、当該施設における次期指定管理期間については1年といたしました。

指定管理期間が1年と短いことから、指定管理者の変更に伴う市民サービスへの影響を勘案し、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条により、指定管理者の選定については公募によらず、現在の指定管理者である社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしました。

以上、「伊勢市福祉施設指定管理者の選定に係る経過について」御報告申し上げます。よろしく御願ひ申し上げます。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

**【救急ワークステーションについて】**

◎福井輝夫委員長

次に、「救急ワークステーションについて」、当局から報告をお願いいたします。  
消防課長。

●山下消防課長

それでは、救急ワークステーションにつきまして御報告申し上げます。お手元の資料 8 を御高覧いただきながらお聞き取りいただきたいと存じます。当市における救急ワークステーションにつきましては、試行運用から本格運用へ移行し、現在 5 年目となっておりますことから、教育民生委員協議会において救急ワークステーションの現状等について御報告申し上げるものでございます。

まず、1 の救急ワークステーションの概要を御覧ください。救急自動車と救急救命士を含む救急隊員 3 名を市立伊勢総合病院と伊勢赤十字病院に派遣し、平常時は医師等の指導の下、隊員が救急処置の補助や病院実習を行い、実習中に救急出動要請がある場合はその場から出動する体制として、平成 26 年 4 月から運用を開始しているところでございます。

次に、2 の救急ワークステーションの目的でございますが、1 点目として、救急救命士、救急隊員の研修の充実と教育拠点の確立でございます。救急隊員の教育拠点として医師等から直接教育を受けることで、救急救命士等のレベルアップを図ります。2 点目として、病院と消防本部との連携強化を図るとともに、3 点目の医師等と救急隊員との連携強化にもつながり、医師から指示、助言を受けやすくなり、さらなる救命率の向上を図ります。そして、4 点目として、救急救命士、救急隊員のレベルアップを図り、病院と消防本部、医師等と救急隊員との連携強化を図ることで、質の高い救急サービスの提供を図ります。

次に、3 の試行運用から本格運用への経緯、(1) の表を御覧ください。平成 26 年 2 月に総務政策委員協議会、教育民生委員協議会において、試行運用について報告後、(2) の表にございますように、平成 26 年 4 月からは市立伊勢総合病院において週 1 日、平成 26 年 12 月からは伊勢赤十字病院において週 2 日の試行運用を行ったところでございます。

続いて、2 ページ上段の(3) の表を御覧ください。消防本部庁舎移転後の平成 28 年 4 月 1 日からは、市立伊勢総合病院において週 2 日、伊勢赤十字病院において週 3 日の本格運用に移行し、現在も両病院併せて週 5 日の救急ワークステーションを実施しているところでございます。

次に、4 の救急救命士教育研修体制の背景を御覧ください。救急ワークステーションを始めた背景には、救急救命士の資格を有する救急隊員が実施する高度な救急救命処置について、その質を確保し維持向上を図るため、総務省消防庁通知「救急業務の高度化の推進について」に基づき、再教育として 2 年間で 128 単位以上の病院実習や教育研修等を受ける必要があります。このことを円滑に行うために救急ワークステーションが必須となります。

次に、5 の救急ワークステーションへの派遣回数及び派遣人数を御覧ください。試行運用を開始した平成 26 年度から令和元年度までの派遣回数と派遣人数を年度ごとにまとめたものでございます。試行運用期間には合計 217 回、651 人、本格運用開始後は令和元年末までに合計 915 回、2,745 人を派遣しております。令和元年度末までに派遣している総合計に

つきましては、一覧表右下のとおり1,132回、3,396人を派遣しております。

次に、6の(1)の表は、救急ワークステーションから救急出動した件数と搬送人員を年度ごとにまとめたものでございます。令和元年度につきましては、合わせて317件の出場がありました。3ページの(2)の表のとおりそのほとんどが本署、西分署、御菌分署管内へのお出場でございました。

それでは、次に、7の救急ワークステーションによる効果でございますが、1点目として、病院実習の機会を増やし、医師等から直接指導や助言を受けることで、救急医療に対する知識や技術を習得でき、救急隊員の資質の向上につながっております。さらに、病院と消防本部、医師等と救急隊員との顔の見える関係が構築でき、連携強化が図れております。2点目として、以前は救急救命士に課せられた単位を取得するため、勤務中の救急救命士を病院実習に派遣しており、現場活動要員の確保に苦慮しておりましたが、救急ワークステーション運用後は、救急自動車と救急救命士を含む救急隊員3名を派遣し、平常時は病院実習を行うことで、救急救命士に課せられている単位を取得でき、実習中に救急出動要請がある場合は、その場から出場をすることで、現場活動要員の確保も容易となっております。3点目として、救急ワークステーションからの救急出動は、普段から救急出動件数の多い署所の管内へも出動することから、それらの署所の救急隊員の負担軽減や、若干の救急出動件数の平準化にもつながっております。

最後に、8の今後の展望でございますが、今後とも、市立伊勢総合病院、伊勢赤十字病院様に御協力をいただきながら連携強化に努め、医師等の指導の下、救急隊員の資質向上を図り、より質の高い救急サービスを提供し続けられるよう継続をしてまいります。

以上、救急ワークステーションにつきまして御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後2時52分